

お 知 ら せ

令和 4 年 11 月 10 日

「新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料」の徴収再開について

これまで新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料については徴収していませんでしたが、川崎市の「with コロナに向けた市行政運営方針」（令和 4 年 11 月 10 日）に基づき、令和 4 年 12 月 1 日（木）から、キャンセル料の徴収を再開させていただきます。

※年明け直後の予約日の 3 営業日前は、年内になりますのでご注意ください。

予約日 3営業日前	予約日 2日前	予約日 1日前	予約当日
キャンセル料 なし	キャンセル料あり 利用料の全額		